

# 地公退ニース

No. 111  
2013. 2. 28

定価一部20円  
(会員の購読料は  
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端邦彦

03-3262-5546

## 今年の年金額は九月まで据え置き、十月(十二月支給)から一%減額。 追加費用の削減は八月(十月支給)からか。

### 物価反映は据え置き

厚生労働省は、一月二五日に発表された「二〇一三年度平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率」が〇・〇%であったことを受け、「二〇一三年四月から九月までの年金額は二〇一二年度と同じ額となる」ことを発表した。九月まで据え置きとしたのは、例年の物価反映とは別に物価スライド特例措置を解消する法律が可決され、一〇月以降一%減額することが決定されていることによる。

### 物価スライド特例措置解消による減額

現在の年金額は、二〇〇〇年度から〇二年度にかけて、物価が下がったにもかかわらず特例法で物価スライドをせずに年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より累積で二・五%高い特例水準で支払われている。この特例水準は当時の経済状況を勘案して国会の全会派一致で決定・維持されてきたものだが、税・社会保障一体改革大綱で唐突にこれを解消する方針が提起され、解消を盛り込んだ「国民年金法等の改正法案」は一月一六日に成立した。

地公退は、退職者連合とともに「本来水準と特例水準の乖離はいずれ解消されるべきだが、物価上昇時に吸収する形で解消すべき、年金額の切り下げには反対」と主張した。かつ、民主党マニフェストに記載された年金の所得税控除の復元は放置したまま、記載のなかった特例水準解消を唐突に提起することは信義に反するとして反対したが、衆議院解散直前に駆け込み可決となったものである。

この法案は一二年二月に国会提出されたが、当初案にあった基礎年金国庫負担分の財源を措置する国債の方式をめぐる野党が折り合わなかったため、八月一〇日の一体改革関連八法案の可決は間に合わず継続審査となった。結果的に一部修正のうえ十一月に可決されたが、当初法案にあった減額スケジュール(一二年一〇月△〇・九%、一三年四月△〇・八%、一四年四月△〇・八%)では実施できず、実施時期を繰り下げて一三年一〇月△一%、一四年四月△一%、一五年四月△〇・五%で実施することとされた。

なお、一四年以降の削減幅は今後の「対前年の物価上昇(下降)」があれば、年金額の引上げ(引下げ)と相殺(合算)される。

### 追加費用削減

二〇一二年八月に被用者年金一元化法が可決された。これにより、追加費用の二七%削減が実施される。

地公退は、廃案となった前回の一元化法案の時と同様に「追加費用は共済年金発足前に関する雇用主責任による恩給の支払い代行に過ぎず、年金原資に公費を投入することによる官民格差ではない。また、共済年金支給水準の妥当性の問題とも理屈の筋が違う。削減は制度的に誤り。」と主張してきたが、今次法案審議ではほとんど論議されることなく可決された。

被用者年金一元化法は二〇一五年一〇月施行だが、追加費用減額は「この法律の公布日(二〇一二年八月二日)から一年以内の政令で定める日」から実施とされている。現時点では実施時期は明示されていないが、今年の八月施行、一〇月支給分から減額の可能性が高いと思われる。

※削減の前身※

△追加費用対象者▽…共済組合制度発足以前の恩給期間を引き継いでいる者で、地方公務員共済では受給権者総数約二七四万人のうち、半数弱が該当するとみられる。

△削減幅二七%の政府説明▽…地公共済制度発足時(昭和三七年一二月)の本人負担は四・四%だった。しかし、恩給期間中は恩給納金として本人二%を負担していただけだった。共済掛金に比して恩給期間に負担が少なかった分は二七%△(八・八(本人負担四・四十事業主負担四・四)ー六・四(恩給納金二十事業主負担四・四)÷八・八=二七%)

△各人の削減幅の計算▽…「年金給付額×(文官恩給期間/在職期間)×二七%」

※恩給期間が長い程削減幅が大きくなる

※軍人恩給は削減対象とされない

△配慮措置▽…受給者の生活安定と憲法上の財産権保護の観点から二つの配慮措置

① 給付額減額率の上限…給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に一〇%の上限を設ける。(給付額に対する減額率Ⅱ一〇%)

② 減額対象の下限…年金給付年額(恩給期間と共済期間の合計)が二三〇万円以下の者は減額対象としない。(減額後の給付額Ⅱ二三〇万円)

※前回法案では、この給付最低保障額は二五〇万円だったが、その後の物価下落を考慮して二三〇万円に下げたと説明している。

この二つの配慮措置により、追加費用対象者のうち約四割程度が減額除外になると思われる。

### 復興特別税の年金からの源泉徴収

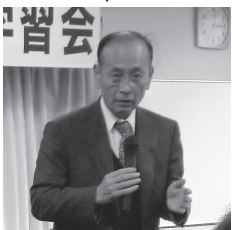
東日本大震災からの復興のための施策実施に必要な財源を確保するために、二〇一一年一二月に特別措置法が公布された。これに伴い、二〇一三年〜三八年の二五年間、「基準所得税額×二・一%の復興特別所得税」を納税することとなった。年金に関する確定申告は二〇一四年申告分からとなるが、年金からの源泉徴収は二〇一三年二月支給分から実施される。

特措法の審議当時、復興財源に協力することは当然とする社会的合意があったが、その後復興名目でありながら無関係な事業への予算執行例が現れて信頼が傷つけられた。二五年の長期にわたって負担を求められる以上、厳密に復興のため有効に執行されるよう監視する必要がある。

(復興特別税は所得税のほか、個人住民税均等割…二〇一四年六月〜二四年五月までの一〇年間一〇〇〇円加算、法人税…二〇一二年度〜一五年度の三年間二・五五%がある)

## 地公退・自治退

# 「尖閣諸島問題を考える」学習会を開催



一月二十三日、地公退・自治退は幹部合同学習会として、元外務省国際情報局長の孫崎享氏を講師に「戦後史の正体」をテーマに学習会を開催しました。孫崎さんは、「アメリカと日本」、「中国と日本」、「戦後とそこからスタートした国境問題」、「TPPが日本人の生活にどのような影響を与えているか」、などについて活発に発信をしています。以下は、尖閣問題を中心とした講演の概要です。

## 国境問題を考えるスタートはポツダム宣言から

日本の戦後は、一九四五年のポツダム宣言の受諾から始まった。九月二日に、降伏文書に署名して日本の出発があった。では、ポツダム宣言に領土問題はどうか書いてあるのか。大きく言って、三つのポイントがある。

①日本の主権は、本州、九州、四国、北海道とする、②その他の島々は、連合国側が決めるものに限定する、③カイロ宣言を遵守する。

もう一つ、日本はサンフランシスコ条約で、千島列島を放棄した。吉田首相が条約に署名する時、「南千島はロシアとの協定もあり、明治時代から我々のものだから放棄したくない」と主張したが、受け入れられなかった。私たちは、領土問題に大きな関心を持っているが、こうした歴史的なことをなぜ知らないのだろうか。

## 国際的には通用しない「先占の法理」

「日本の固有の領土」と説明する時に、「一八九五年に日本は誰にも属していないことを確認した上で、我々のものだ、と宣言したから尖閣は日本のものだ」としている。これを「先占の法理」というが、これを理由に、日本では多くの人が「国際的に何ら問題はない」と言っている。しかしこの「先占の法理」は、植民地時代の中近東やアフリカを植民地化する時の考え方で、第二次大戦後はこの考え方は使われていない。ところが日本では、あたかも万能のように使っているが、国際司法裁判所に行けば、日本の主張はものすごく弱いと思う。

## 日・中間、日・露間に打ち込まれたクサビ

一九五六年に日本は「抑留者の救済、国連への加入、国際社会への参加」を大きな理由にソ連と国交回復した。その際、「国後・択捉はソ連のもの」として手をうとうとしたが、アメリカは「もしそれをやったら沖縄は返さない」と言った。アメリカは、領土問題を残しておけば、日・ソはいつも喧嘩する。日本を冷戦の基地にするためには「日・ソが仲良くなつては困る」という構造だ。この経過をふまえて尖閣諸島問題を考えてみる。

今この問題でアメリカは、「どちらにも付かない」と言っている。同盟国のアメリカですら「どちらにも付かない」と言っているのに、どうして「国際的に何の問題もない」ことになるのか。

アメリカが「中立」と言ったのは一九七一年の沖縄返還の時、日本に返す時に「全部返す」と言えばいいのに、わざわざ「領有権問題についてはどちらにも付かない」と言った。一九七一年は、ニクソンが中国を訪問する年のこと。日本がアメリカより先に中国に行くことを「ダメだ」と言っていたニクソンの時に「どちら側にも付かない」と言った。

中国の元駐日大使が、「尖閣諸島に時限爆弾が仕掛けられた」と言い、ある学者は「一九五〇年代の冷戦時代に、日・ソ間に楔が打ち込まれたのと同じように、日・中間に尖閣諸島という楔が打ち込まれた」と表現した。

しかしこの時限爆弾は不発だった。周恩来が「棚上げ」にしたからで、「棚上げ」とは、中国も日本も「わが国のもの」と主張しつ

つ、「日本の管轄事実を黙認する」と言う扱い。管轄地をそのまま続けていれば、日本が法的に優位に立つ。元外務省の中国課長や、元外務次官は、「棚上げ合意」はあった、と言っている。しかし、現在は政府も外務省も「棚上げ合意」はない、と言っている。そして「このまま放って置いたら日中関係が大変な事になる」と言った現地の中国大使を更迭した。

## 「集団的自衛権」の詭弁と危険

現在、「集団的自衛権」が非常に大きい政治目的になっているが、この「集団的自衛権」にはものすごい詭弁がある。

小泉元首相は「日本を守るための米国の艦艇の隣に日本の艦艇がいて、アメリカの艦艇が攻撃された時、黙ってみている事が許されるのか」と言った。しかしこれは全くの詭弁だ。

日米安保条約には、「国連憲章に反した行動はとらない」と書いてある。国連憲章で一番重要なことは、「主権を尊重する、軍事行動をとらない」と言う約束である。問題の解決に軍事行動はとらない、だが、「誰かが攻撃された時は自衛権を発動し、あるいは集団的自衛権で守りましょう」と書いてある。

「誰かが攻撃する」が最初である。日本の管轄地に誰かが攻撃したらその時、自分への攻撃とみなして、憲法の範囲で行動をとる。しかし小泉さんがしたことは、日本の領域外でやることであり、イラクやアフガニスタンと一緒に協力しよう、と言うことだ。そしてそれは「相手の攻撃があった時」ではない。イラク攻撃は相手が攻撃しなくてもアメリカが先に攻撃したものだ。

だから集団的自衛権と言うのは、日本の防衛とは全く関係ない、単にアメリカ軍に自衛隊が協力するだけのこと。尖閣問題を出すことが、日本が米軍の戦略に乗っていくということだから、私たちは、尖閣諸島問題をしっかりと勉強することが必要。

一九七九年の読売新聞の社説は、「尖閣諸島問題は、日中国交回復の際も問題になったが、*“触れないでおこう方式”*で処理された。日・中双方とも現実には論争が存在することを認めながらこの問題を留保し、将来の解決に待つことで日・中政府間の了解がついた。これは共同声明や条約上の文書にはないが、れっきとした政府対政府の約束事であることは間違いない。今後尖閣諸島問題については慎重に対処し、決して紛争の種にしてはいけない」と論説した。読売だけでなく、日本の新聞はみんな同様であった。

しかし今、鳩山さんは同じことを言って「国賊」と言われ、公明党の山口さんは訪中前に「棚上げ論」を発言し、一日でそれを撤回した。いかにこの問題で変な圧力が出てきているかを示している。

## 東アジアの安全と領土問題を考える視点

非常に重要なことは、私たちはこの領土問題にどれくらい比重をかけるか、ということだ。

ドイツとフランスの国境地域にアルザス・ロレーヌ地方があり、そこにEU議会が置かれている。もともとドイツ人が住んでいたが、それを第二次大戦でフランスが取った。では、ドイツは取り返そうとしているか？ 取り返そうとしていない。その地域はいま「ユーロリージョン」と呼ばれ、境界線はあるがそこにはドイツ人も通勤している。

そのような形で収められる問題だ。その収められる可能性のある問題で、我々は場合によっては戦争をしようとしている。そしてそれが国として全く正しい、と言う風潮になっている。

中国は今まで「尖閣問題を棚上げにし、日本が管轄するに任す、日本の国内もそうだ」と思っていた。しかし日本は「国有化」してしまった。国有化したら、「これからは、日本がやると同じことをやります」と言い始めた。日本の巡視船と中国の艦船がぶつかる可能性はものすごく高くなっている。

いま世界中が基本的に軍事力を使わない世界に行こうとしている時に、なぜ世界で一番経済発展している東アジアが、経済から軍事に切り替えるのか。

東アジアの安全、我々の利益がどこにあるのか。と言うことを考えなければならぬ時期に来ている。

(文責・事務局)